

固定資産税 都市計画税の

納税通知書を納税者（令和6年1月1日の所有者）に送付します

問 申 住民生活課税務係 ①②番窓口 Tel 64・1106

◆土地・家屋は、下記内容が記載された「課税明細書」を同封していますので、現況とご確認をお願いします。

土地：所在、地番、地目、地積、価格、

課税標準額、軽減税額

家屋：所在、家屋番号、種類、構造、

床面積、価格、課税標準額、軽減税額

◆5月31日（金）まで土地（家屋）価格等縦覧帳簿の閲覧ができます

土地・家屋の納税者の方が、町内の全ての土地・家屋の価格等を縦覧できるようにしています。縦覧場所は役場1階税務係（①②番窓口）です。

◆次の場合には、税務係（固定資産税担当）まで随時届出てください

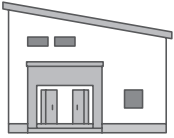
- 家屋を増改築・取壊したとき
- 土地の用途変更をしたとき（住宅用地の軽減）など
- 軽減を受ける申し出（長期優良住宅の取得、耐震・バリアフリー・省エネのための改修など。ただし、各条件があります。）

◆重複納付にご注意ください！

口座振替納付以外の方には、年4回納期の納付書と一括納付書（5月末期限）を同封していますので、どちらかで納めてください。

（同一人が所有する「すべての土地の課税標準の合計額」が30万円、「すべての家屋の課税標準の合計額」が20万円、「すべての償却資産の課税標準の合計額」が150万円に満たない時には、課税されません。【免税点】）

よって土地、家屋、償却資産のいずれも、上記の「免税点未満」の場合は、通知書は送付されません。）



全期前納の納付書には「全」と記載されています。納付期限は5月末です。

町税の未納はありますか？

問 住民生活課税務係 ①②番窓口 Tel 64-1106

町税にはそれぞれ納期限が定められており、納期限内に納付することになっています。納税の義務は、国民の三大義務の一つであるため、未納の状態が続くと（納付が滞っていると）督促手数料や延滞金等が加算された額を納付しなくてはなりません。延滞金等は、納期限内に納付された方との公平性を図る上で加算されるものであり、ご自身の負担が重くなります。

未納状態が続き、滞納が解消されない場合は、

滞納処分のため滞納者の財産を調査（金融機関に対する預金調査や勤務先・取引先への調査）し、財産が発見された際は、納税義務者の意思に関わらず、差押え等の滞納処分を執行することになります。

未納となっている町税がある場合は、すみやかに納付してください。生活が苦しい等、やむを得ない事情があるときは、納期限までに必ず住民生活課税務係までご相談ください。